

● 出産後のお母さんを応援します

産後ケア事業・産婦健康診査事業がスタート

市は、出産後のお母さんの心と体をケアし、安心して子育てができるよう「産後ケア事業」と「産婦健康診査事業」を開始します。

「産後ケア事業」では、総合水沢病院または自宅で、出産後のお母さんとお子さんの身体ケアや育児相談などが受けられます。

「産婦健康診査事業」では、出産をした医療機関で、産後のお母さんの心と体が順調に回復しているかを確認し、その健康診査料の一部を助成します。

■ 問い合わせ 本庁健康増進課（水沢保健センター 母子保健係 ☎ 4511）

産後ケア事業

事業の内容

助産師などの専門職が出産後のお母さんとお子さんの健康状態のチェックや授乳、沐浴指導などを行います。利用種類は「宿泊ケア」「日帰りケア」「訪問ケア」の3種類があります。

対象者

市内に住所を有する人で、原則、産後4カ月までのお母さんとお子さん ※ただし、病院などで行う医療的な処置が必要でない人

利用種類	内容	利用場所	利用可能時間	利用回数	利用料金
宿泊ケア	▶ お母さんの心と体のケア（母乳ケア・休養・育児相談）	総合水沢病院	木曜日 9:00～ 金曜日 16:00 （1泊2日）	3回まで	1回 ※ 7,560円 （食事代込み）
日帰りケア	▶ お子さんのケア（健康状態などの観察）	総合水沢病院	月曜日 または水曜日 9:00～16:00	7回まで	1回 ※ 1,240円 （食事代込み）
訪問ケア	▶ 育児のサポート（授乳・沐浴の練習）	自宅	平日 9:00～16:30 おおむね2時間	7回まで	無料

※・宿泊ケア利用料金の内訳：利用料 5,000円、食事代 2,560円

・日帰りケア利用料金の内訳：利用料 600円、食事代 640円

・お子さんが双子や三つ子などの多胎児の場合は、お子さん1人につき、宿泊ケアは1回 1,400円、日帰りケアは300円が加算されます

・生活保護世帯、市町村民税非課税世帯には利用料金の減免があります

利用上の注意

◎ 産後ケア事業は10月29日から事業を開始します

◎ 宿泊ケアの同日の受け入れは1組まで、日帰りケアの同日の受け入れは2組までとなります。利用の状況により希望どおり利用できない場合があります。ご了承ください

◎ 訪問ケアの訪問先は市内に限ります

◎ 年末年始（12月29日～1月3日）の利用はできません

◎ 上のお子さんの受け入れはできません。ファミリーサポートセンターや一時保育を利用することもできますのでご相談ください



産婦健康診査事業

事業の内容

出産をした医療機関でお母さんの問診や診察、心の健康チェックなどを行います。産後2週間健康診査、産後1カ月健康診査の2種類があります。

健康診査料

医療機関ごとに異なります。1回の健康診査ごとに市から5千円を助成します。助成額を超える分は自己負担になりますので、健康診査後に医療機関窓口でお支払いください。

対象者

市内に住所を有する人で、10月1日以降に出産をしたお母さん

利用方法

① 出産をした医療機関で健康診査日を予約
② 健康診査当日、医療機関に受診票と母子健康手帳を提示し受診

受診票の交付

① 10月1日以降に母子健康手帳の交付を受ける人には、交付手続きの際に交付します
② 既に母子健康手帳の交付を受けた人のうち、出産予定日が10月1日以降の人には、自宅へ郵送により交付します



● 「産後ケア事業」利用の流れ

1 利用の申請

▶ 利用を希望する人は、利用の都度、利用を希望する日の原則1週間前までに水沢保健センターまたは各総合支所健康福祉課窓口にて申請をしてください。
◇ 持ち物 母子健康手帳、印鑑

2 利用の決定

▶ 市が利用申請書などにに基づき審査をし、利用承認（不承認）通知書を後日郵送します。

3 産後ケアの利用

▶ 宿泊ケアと日帰りケアの場合は、総合水沢病院1階総合案内が受付窓口になります。利用承認通知書をご持参ください。

■ 「宿泊ケア・日帰りケア」を利用する人が準備するもの

- 母子健康手帳、処方されている薬
- お母さんに必要なもの：洗面用具、下着
- お子さんに必要なもの：哺乳瓶、ミルク、オムツ（普段使用しているオムツを使用したい場合）

■ 「宿泊ケア・日帰りケア」で病院が準備しているもの

- お母さんのもの：部屋着、タオル類など
- お子さんのもの：ベビー服、オムツ、哺乳瓶消毒セット



▶ 訪問ケアの場合は、助産師から訪問日時確認の電話をします。

4 利用料金の支払い

▶ 総合水沢病院に利用料金をお支払いください。